



2025 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 アルフレッサ ホールディングス株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 荒川 隆治
(コード番号2784 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役員 コーポレートコミュニケーション部長 羽野 和明
(TEL: 03-5219-5102)

監査等委員会設置会社への移行に伴う 業績連動型株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2025 年 2 月 26 日に公表いたしました「監査等委員会設置会社への移行について」のとおり、2025 年 6 月 25 日開催予定の第 22 回定時株主総会（以下「本総会」といいます）で承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

これに伴い、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役※¹および執行役員等、ならびに当社の主要セグメントの中核事業会社3社であるアルフレッサ株式会社、アルフレッサ ヘルスケア株式会社、アルフレッサ ファーマ株式会社（以下、3社を総称して「中核事業会社」といいます）の取締役※²および執行役員等（以下あわせて「取締役等」といいます※³を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます）を改めて設定するため、本制度の改定に関する議案を本総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

※¹ 監査等委員である取締役、当社子会社の取締役を主務とする取締役、社外取締役および国内非居住者を除きます。

※² 当社の取締役を主務とする取締役および国内非居住者を除きます。

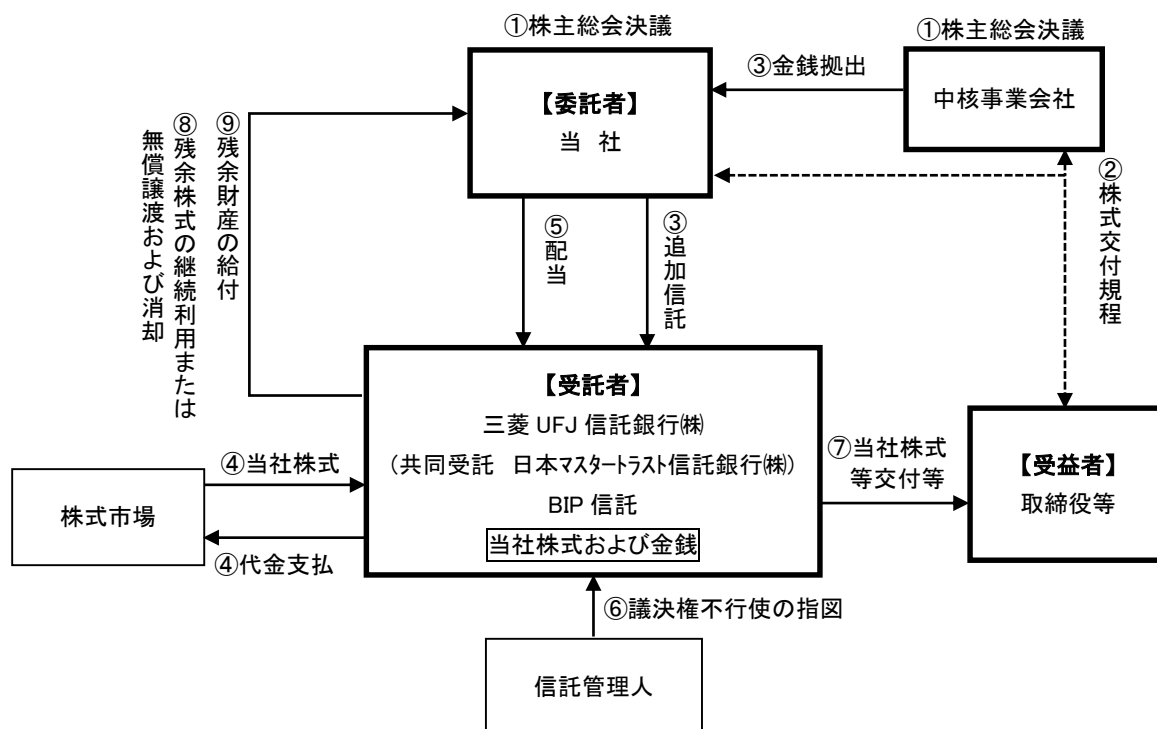
※³ 中核事業会社の取締役、執行役員等のうち国内非居住者を除きます。

記

1. 本制度の改定について

- (1) 当社は、業績目標の達成に向けて取締役等の意欲を高め、同時に株主の皆様と取締役等の価値観の共有を図ることを目的として、本制度を導入しております。
- (2) 本制度は、役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP 信託」といいます）を用いた株式報酬制度です。BIP 信託は、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) と同様に、役位や業績目標の達成度等に応じて、役員に対し当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます）の交付および給付（以下「交付等」といいます）を行う仕組みです。
- (3) 当社は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本総会において承認可決されることを条件として、本制度を改定し、BIP 信託への追加拠出を行います。
- (4) 当社は、報酬決定プロセスにおける客観性・透明性・独立性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役が過半数を占める役員人事・報酬等委員会を設置しております。本制度の改定については、役員人事・報酬等委員会の審議を経ております。

2. BIP信託の仕組み



- ① 当社および中核事業会社は、必要に応じて本制度の改定に関して株主総会において役員報酬の決議を得ます。
- ② 当社および中核事業会社は、取締役会において本制度に係る株式交付規程を改定いたします。
- ③ 当社および中核事業会社は、①の株主総会の承認決議の範囲内で、金銭を追加信託し、下記3.(3)記載の受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託(以下「本信託」といいます)の信託期間を延長します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、受益者は、株式交付規程に従い、一定のポイントの付与を受けた上でかかるポイントの50%に相当する当社株式(単元未満株式については切り捨て)の交付を受け、残りのポイントに相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、取締役等への交付等の対象になります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを所定の手続きを経て消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に取締役等について定められる株式交付ポイントの数(下記3.(5)に定

めます。以下同じ)に相当する当社株式に対し不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、下記3.(7)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

3. 改定後の本制度の内容

本制度の改定は、監査等委員会設置会社に移行するにあたり、対象者を変更するものであり、実質的な内容については改定前の内容を維持いたします。改定後の本制度の内容は以下のとおりです。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社の掲げる中期経営計画の対象期間となる3事業年度(以下「対象期間」といいます)を対象として、役員および中期経営計画における業績目標の達成度等に応じ、本信託を通じて取締役等に当社株式等の交付等を行う制度です。

(2) 本制度導入に係る株主総会決議

当社および中核事業会社はそれぞれの株主総会において、本信託に拠出する信託金の上限額および取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の上限数、その他必要な事項を決議いたします。

(3) 本制度の対象者(受益者要件)

取締役等は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、本制度から株式交付ポイント数(下記(5)に定めます)に応じた数の当社株式等の交付等を受けます。

- ①対象期間中に取締役等であること
- ②自己都合で退任した者(傷病等やむを得ない事由による自己都合退任を除きます)および在任中に一定の非違行為があったことや、職務・社内規程等の重大な違反をしたこと等により辞任した者または解任された者でないこと
- ③その他本制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

(4) 延長後の信託期間

2028年8月末日(予定)までの約3年間、信託期間を延長いたします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を更に3年間延長し、当社および中核事業会社は延長された信託期間ごとに、それぞれの株主総会で承認決議を得た本信託に拠出する金額の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了のものを除きます)および金銭(以下「残存株式等」といいます)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出する信託金の合計額は、それぞれの株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。

(5) 取締役等に交付等が行われる当社株式等

取締役等に対して交付等が行われる当社株式(換価処分の対象となる株式を含みます)の数は、「株式交付ポイントの数」により定まります。株式交付ポイント1ポイントにつき当社株式1株を交付するものとし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。

株式交付ポイントは、取締役等の役位に応じて対象期間中の各事業年度に付与される基準ポイントおよび中期経営計画の業績目標の達成度等に基づき、次のとおり算定されます。

株式交付ポイント＝対象期間を通じ付与した基準ポイントの累計×業績連動係数(※)

(※)業績連動係数は、中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて0%～150%の範囲で変動します。業

績目標の達成度等を評価する指標について、2025 年度から開始する対象期間は、連結営業利益、連結ROE（自己資本利益率）、TSR（株主総利回り）、ESG外部評価、社員エンゲージメント等とします。

(※)当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、分割比率・併合比率等に応じて、株式交付ポイントの数、基準ポイントの数および下記(7)の交付等が行われる当社株式等の上限を調整します。

(6) 当社株式等の交付等の方法および時期

上記(3)の受益者要件を満たした取締役等は、対象期間終了後、株式交付ポイントの数の50%に相当する当社株式(単元未満株式については切り捨て)の交付を受け、残りの株式交付ポイントの数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

ただし、対象期間終了前に取締役等が死亡した場合(任期満了等により退任した後、対象期間終了前に死亡した場合を含みます)には、当該時点までの業績に応じた株式交付ポイントを算定し、株式交付ポイントの数の100%相当の当社株式を本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、本信託からの当社株式等の交付等が困難な場合には、本制度と同様の算定方法に基づき、株式に替えて金銭を支給する株価連動報酬に代替することがあります。

(7) 本信託に拠出される信託金の上限額および本信託から交付等が行われる当社株式等の上限数

信託期間ごとに本信託に拠出される信託金の上限額および本信託から交付等が行われる当社株式等の上限数は、当社および中核事業会社の株主総会において決議されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

① 信託期間ごとに本信託に拠出される信託金の上限額

当社:3 億円(※)

中核事業会社(3 社合計):10.5 億円(※)

(※)信託金の上限額は、信託期間中の本信託による株式取得資金ならびに信託報酬および信託費用の合算金額となります。

② 信託期間ごとに本信託から交付等が行われる当社株式等の上限数

当社:20 万株(※)

中核事業会社(3 社合計):71 万株(※)

(※)交付等が行われる当社株式等の上限数は、上記の信託金の上限額を踏まえて、現時点の株価等を参考に設定しています。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(7)の株式取得資金および交付等株式数の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当金の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充当されます。

(11) 信託期間満了時の残余株式および配当金の残余の取扱い

信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、取締役等に対する交付の対象になります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
②信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
⑤受益者	取締役等のうち受益者要件を満たした者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)
⑦信託延長契約日	2025 年 8 月(予定)
⑧信託の期間	2028 年 8 月末日まで(予定)
⑨議決権行使	行使しない
⑩取得株式の種類	当社普通株式
⑪信託金の上限	13.5 億円(信託報酬・信託費用を含みます。)
⑫帰属権利者	当社
⑬残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

以 上